

(別紙2)

地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画  
の認定申請に必要な申請書の提出について

法第27条の3第1項の地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請及び法第27条の17第1項の地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請に当たっては、原則として、電子メール等を用いて、電子データの形式により認定の申請書(注1)の提出をお願いいたします。ただし、システム上の問題等やむをえない事情がある場合には、紙媒体による提出も可能とします。なお、認定の申請に当たって必要となる、事業計画等の個別事業法に基づく書類(注2)については、当該個別事業法に基づく提出形式に従い提出をお願いいたします。

また、認定の申請書及び個別事業法に基づく書類について、紙媒体による提出を行う場合は、それぞれ正本1部及び副本複数部の提出をお願いいたします。なお、副本の部数については事業の内容及び許認可等のみなし事項から、関係部局の数を判断した上で、地方運輸局から個別に申請者に通知します。

(注1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(平成19年国土交通省令第80号。以下「規則」という。)第35条第1項及び規則第36条の16第1項に規定する申請書

(注2) 規則第35条第2項及び規則第36条の16第2項に規定する書類

(提出先)

認定者	提出先
国土交通大臣	各地方運輸局交通政策部交通企画課(別紙1の送付先と同様)(※)
地方運輸局長又は沖縄総合事務局長	各地方運輸局交通政策部交通企画課(別紙1の送付先と同様)(※)
運輸監理部長若しくは運輸支局長又は陸運事務所	当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部若しくは運輸支局又は陸運事務所

(※) 一般乗合旅客自動車運送事業のみに係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部又は運輸支局又は陸運事務所に提出

(※) 国内一般旅客定期航路事業等のみに係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸支局若しくは海事事務所又は運輸事務所に提出